

京都府公衆浴場設備改善事業補助金について

令和8年4月
京都府文化生活部
生活衛生課

令和8年度の申請予定の方は、エントリーシートを提出してください。
エントリーシートは「令和8年4月20日（月）」から受け付けます。
エントリーが予算総額に達した日で受付を締め切ります。
正式な申請書は、京都府から採択の連絡があったあとに提出してください。

1. どんな工事が対象ですか？

①浴場業用設備改善事業（事業費 100万円以上）

…公衆浴場の営業のため必要な浴場施設整備の補修、更新等で、緊急性のあるもの

- 浴場設備の修繕・更新
- 付属設備（電気・ガス・給排水）の修繕・更新
- 浴場営業に不可欠な備品購入

②浴場業用設備バリアフリー化事業（事業費 20万円以上 100万円以下）

…高齢者、子育て世代、外国人観光客等の公衆浴場利用促進のために行う
浴場施設のバリアフリー化

（例）通路や出入口の幅の拡張、洋式便器への取替、手すり設置、
段差解消（ノンステップ化・スロープ化）、ノンスリップ化、
出入口の戸の引戸化・折戸化

【対象経費に含まれないもの（例）】

- 浴場設備以外の建物本体の修繕（外壁や屋根の修復）
- 浴場業に必要な消耗品購入費
- 入浴料金以外の利用料を徴収する、浴場設備の付加サービス（マッサージチェア等）に使用する備品購入費等
- 駐車場用の土地購入費
- 労務費、借入れに伴う支払利息、公租公課、建物の登記費用、官公署に支払う手数料等

2. 補助対象は、いつからいつまでの期間の工事ですか？

交付決定日～令和9年3月31日までに完了する工事（工事だけでなく、施工業者への支払い・府への事業報告書の提出までを期間内に終わらせてください。）

※年度をまたがる工事は補助対象外

※事前着手届を提出することにより、府に申請書を提出した日から着工が可能（それより前に着工したものは補助対象外）

3. 補助率と補助額の上限はいくらですか？

○浴場業用設備改善事業…補助対象経費の15%まで、補助額上限150万円

○浴場業用設備バリアフリー化事業

…補助対象経費の50%まで、補助額上限50万円

◆補助対象経費：当該事業に要する費用（工事費、備品購入費、更新に伴う処分費用等）

消費税免税事業者→消費税込の金額

消費税課税事業者→消費税抜の金額

4. エントリー・申請に必要な書類は何ですか？

★マークがついているものは様式があります。（別添参照。府 HP にも掲載します。）
それ以外のものは申請者様でご準備ください。

- エントリーシート★
- 所要額調書・事業計画概要書★
- 積算見積書
- 修理を必要とする箇所の写真（全体写真＋故障の状況が容易に判別できるもの）

※エントリー後、採択された方には、正式な申請書類を提出いただきます。

- 補助金交付申請書（第 2 号様式）★
- <交付決定前に工事に着手したい方のみ>補助金事前着手届（第 1 号様式）★
- 誓約書★
- 補助金振込口座情報（申請者＝口座名義人であることが必要）
※通帳〔普通（総合含む）・当座のみ〕の写しなど（口座名義人、金融機関名、支店名、預金種別、
口座番号が書かれているページ）
- 浴場営業許可証の写し（もしくは公衆浴場営業許可証明書）
- <免税事業者のみ>消費税及び地方消費税に係る免税業者申立書★
- 工事の概要が分かる書類（仕様書及び図面）

5. 補助金の手続きの流れ

①見積書の請求	<p>エントリーまでに施工業者に対して「見積書を依頼」し、ご準備ください。</p> <p>※交付決定前（「事前着手届」を提出する場合は、申請書提出前）に「<u>工事の発注（事業着手）</u>」まで行くと補助対象外となりますのでご注意ください。</p>
①説明会・個別相談（4月13日）	<p>説明会を実施しますので、希望される方は参加してください。記載例だけでは記入が難しい場合、書き方の説明をしますので、ご参加を検討ください。また、説明会后に個別相談もいたしますので、見積書や許可書、口座の通帳等可能な限り添付書類の事前準備をお願いします。</p> <p>※説明会や個別相談に参加しても、選考で優先されることはなく、必ずしも採択されるわけではありません。</p> <p>逆に、説明会等に参加されていない方でもエントリーできます。</p>
②エントリーシート提出	<p>原則としてメールによりエントリーシート及び添付書類を京都府生活衛生課に提出。（やむを得ない場合は郵送・FAXも可能）</p> <p>メールアドレス：seikatsu@pref.kyoto.lg.jp FAX：075-414-4780 郵送先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町</p> <p>メールを府が受信したら、基本的には当日中に受信完了メールを送付します。もし受信完了メールが届かない場合、メールが府に届いていない可能性があるため、京都府生活衛生課（075-414-4757）にお問い合わせください。</p> <p>※エントリーシートを提出すれば必ず採択されるものではありません。選考により不採択となる可能性もあります。</p> <p>※受信完了メールは採択された旨の連絡ではありません。</p>
③採択の連絡	<p>エントリーシートの受付は、到着が早いものから優先されますが、同じ日に到着した分は全て同着とします（0時でも17時でも同着）。</p> <p>同一日内で予算総額を超える分のエントリーがあった場合は、選考により採択するものを決定します。</p> <p>採択者には採択された旨と申請手続きのご案内、不採択者には受け付けられない旨のご連絡（メール・FAX・TEL）をいたします。</p>
↓以下、採択された方の手続き↓	
④申請書提出	採択された方には、申請書及び添付書類を提出いただきます。
⑤着手可能	府に「事前着手届」を提出された場合は、提出日から工事の着手が可能です。

⑥申請書訂正	申請書に訂正すべき点がある場合、府から訂正いただきたい箇所と訂正後の申請書の提出期限をご連絡します。訂正した申請書等を期限までに京都府生活衛生課までご提出ください。 ※回答期限までに提出がない場合、受付（採択）されなかったこととなりますのでご注意ください。
⑦交付決定通知	提出された申請書（訂正がある場合は訂正後のもの）で交付決定をし、申請者様あてに交付決定通知を郵送します（メール申請の方にはメールでも通知発送のご連絡をします）。
⑧工事実施	工事実施中に工事内容や金額に変更がある場合は、変更交付申請が必要になります。京都府生活衛生課（075-414-4757）にご連絡ください。
⑨実績報告書提出	事業完了（工事が完了し、かつ、 <u>施工業者への支払いも完了</u> ）後 10 日以内に実績報告書を京都府生活衛生課に提出してください。（メール・FAX・郵送） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;"><添付書類></div> <ul style="list-style-type: none"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">・領収書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">・施工業者の請求書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">・施行箇所の工事前後の写真</div> 実績報告書を府が受け付けたら、現地調査のための日程調整のご連絡をします。
⑩現地調査	府職員が浴場に訪問し、現物確認のうえ写真により記録をとります。また、故障の時の状況や工事の状況について聞き取り調査をおこないますので、御協力をお願いします。
⑪額確定通知	現地調査後、額確定通知を申請者様あてに郵送します。（メール申請の方にはメールでも通知発送のご連絡） 請求書も同封していますので、必要事項を記載し、京都府生活衛生課あて提出してください。（メール・FAX・郵送）
⑫補助金支払	府が請求書を受け付けましたら、約 2 週間ほどで指定口座に補助金を振り込みます。

6. エントリー先・問い合わせ先

京都府 文化生活部 生活衛生課

メールアドレス：seikatsu@pref.kyoto.lg.jp

TEL：075-414-4757

FAX：075-414-4780

郵送・持参：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

（京都府庁 2 号館 3 階）